

働く仲間は闘うN関労に結集しよう!!

# LALUZ

(ラ・ルース)

2008年12月25日(木)号外

**N関労** 西日本NTT関連労働組合  
発行責任者 横林 賢二  
事務所：尼崎市武庫町 1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F  
Tel.090-1070-6839 Fax.06-6436-4076  
Eメール: w-nkanro@cpost.plala.or.jp  
<http://www.n-kanrou.com/>

## 1日1時間減は死活問題だ!!

### 岡山さん、N関労に加入して闘う決意

・・・「1月から1日の勤務時間を1時間短縮し、6時間30分とする。呑まなければ継続雇用はしない」・・・。

11月26日、ハイホン関西サービスマネジメント部門アクセス担当としてホームテクノから派遣されている岡山健一さんへ突きつけられた「賃下げか雇用か」の選択である。わずか1時間の短縮。しかし、時間給の派遣社員であり、手取りで18万円にも満たない岡山さんにとって3万円近い賃下げは死活問題となる。悩んだ岡山さんは「どうしても納得がいかない」との思いでN関労に加入した。以下は12月16日に行われた派遣元ホームテクノ関西との交渉記録である。(組合側文責)

なお、団体交渉は「派遣社員就業規則」の判断をめぐり一時中断、継続交渉となったが、月末が近づいており、やむを得ず時間短縮を受け入れ、雇用を継続する中で来年の決着を目指すこととなった。

「1時間減を呑まなければ継続雇用なし」

会社) 派遣先にも経営上の事情がある。NTT - 関西として6時間30分でしか受け入れられないと言われている。やむをえない。

組合) 11月26日、岡山さんに対し「1月から1日の勤務時間を1時間短縮し、6時間30分とする。呑まなければ継続雇用はしない」と迫ったのは事実か。

派遣労働者だって生活がある!!

会社) 呑む、呑まないということではなく、1月からの契約は派遣先が「来年から1時間の時間短縮で契約しますよ」と言う事である。

組合) 簡単に言うが派遣労働者だって、それでメシを食っている。派遣先がどうであれ、派遣元は派遣労働者を一端受け入れている。派遣労働者の雇用安定を計る義務がある。派遣先の言いなりになって、その理由を聞いていないとはどういう事か。

組合) 今回、勤務時間短縮を打ち出した根拠はなにか。

会社) NTT - 関西からの依頼によるものであるが、その詳細な理由は聞いていない。

組合) 派遣先の理由を聞かずに受けたのはどういう事か。

会社) 岡山さんとは12月までの雇用契約である。

組合) 全く派遣労働者の生活のこと考えていない。

(2ページへつづく)

1日1時間減ると言うことが派遣労働者にとって、どれだけ深刻であるかと言うことをどう思っているのか。ましてや、派遣先も派遣元も同じNTTグループ内である。

会社) 派遣契約は会社と会社との契約である。従ってNTT - 関西が1時間減でしか契約しなれば私共は受けざるを得ない。岡山さんとの契約は10月~12月までの契約であり、来年1月から我が社とNTT - 関西との契約である。岡山さんにはその条件でどうですかと言う事である。

勤務時間減は即収入減であり、不利益変更だ!!

組合) 会社は「関係法令等を遵守する」と言っているが間違いないか。

会社) 労働等関係法を無視するつもりはない。

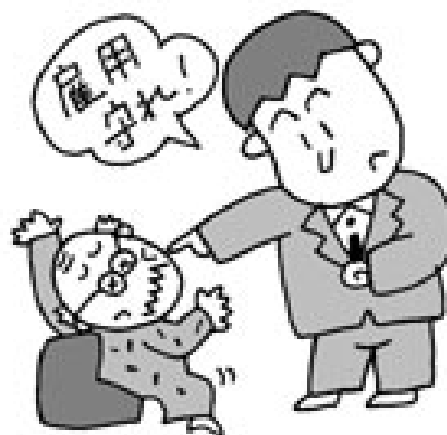
組合) 派遣社員にとって勤務時間は賃金と連動している。1時間減となれば3万円近い弱の減額となり、我々は不利益変更と見ている。

会社) 岡山さんら派遣社員とは、12月で契約が切れる。従って、来年1月から新契約であり、不利益変更と考えていない。減額になるのは分かっているが法令違反はしていない。

組合) 厚生労働省は不利益変更をしないよう指示している。安易に労働者の不利益変更させてはならないという流れである。経営者は労働者の生活を保証する義務がある。今回このような事で労働組合から話しがあったということを派遣先と再度相談してきたのか。

会社) していない。

組合) 問題を軽く考えている。情勢の変化をどう捉えているかである。今までの契約は自由にできた。しかし、今やこの問題は社会的に問題化してきている。まして、赤の他人同士の会社ならまだしも、NTTグループ同士でやっている事だ。NTT100%の出資会社が派遣制度をつくり、グループ内で派遣事業をやっているという事は社会問題となる。マスコミからも注目



される事である。

会社) グループ内派遣は、法律的に違反していないと考える。

組合) 法律問題よりも、社会的概念でNTTグループが社会的糾弾を受ける事になる。そちらの方が企業としてマイナスになる。そうした危機意識を持つ必要があるよと言っている。NTT総体として考えていかないと大変大きな問題となってくる。ところで、NTT 関西以外に派遣はしているのか。

会社) 通建会社に派遣している。

組合) もっぱら派遣臭い。トップの考えが変わればどうにでも変わる、そんな派遣ではないか。

会社) NTT 関西がダメならフルタイムで働けるところを紹介しますよと言っている。

派遣労働者だって生身の人間だ!!

組合) 生身の人間を扱っているということを認識すべきだ。今まで仕事を覚えてきたのに、又最初から新しい仕事につけというのか。更にこの問題はホームテクノ関西だけで終わらせる問題でもない。派遣先も派遣元もNTT100%の出資会社であり、我々から見るとNTT総体の中で派遣制度を悪用して簡単に賃下げをしているという事だ。

会社) グループ会社であっても別会社である。別の法人会社である。世の中の情勢が厳しい中、安易に時間短縮をしていない。NTT 関西より



条件をつきつけられる中、それに適した人材を派遣先に送っており問題ない。

組合) 売る、売らないの商品が生身の人間であることを忘れている。それに会社は別会社というのが、他からみれば同グループ・一つの会社でないか。NTT 関西とあらためて交渉する気はないのか。

会社) その考えはない。するつもりはない。

組合) ホームテクノ関西は、多くの社員をもっている。

会社) そうです。

組合) ようするにホームテクノ関西は派遣会社ではないということだ。派遣会社とは、労働者派遣のみで経営する会社である。そうであれば、貴方達は無理して派遣労働者をかかえる必要もないということだ。いつから派遣するようになったのか。

会社) 平成11年から派遣している。

組合) 経営上、派遣が占めるシェアは、

会社) それは、ここでの問題ではない。

組合) NTT 関西も派遣業務をやっているのか。

会社) やっている。

組合) それでは、グループ内で派遣労働者の賃金をいくらでも切り下げられる。そう言われても仕方がないではないか。正社員となると直談判とはならないだろう。労使交渉もあり、不利益変更になるのだから。

次に、岡山さんの仕事量であるが、過去3ヶ月の残業時間はどれくらいか。

会社) 9月16時間、10月9時間、11月は無い。

組合) 毎月時間外をする程の作業量にかかわらず、

時間短縮とはどういう事か。NTT 関西より説明されていないのか。

会社) 人材派遣業務は、契約業務である。6時間30分やってもらったらそれで良いというものである。

組合) 実態からかけ離れている。岡山さんの年休取得状況は、

会社) 9月~10月は各2日、11月は1日の取得である。

組合) 岡山さんは「毎月仕事が多くあり、無理して働きつづけると体調を崩しそうになり逆に職場の皆さんに迷惑をかけるといけないと思い有給を取得した」と話している。

会社) 9時~17時30分までの業務でつまった仕事で無いと聞いていた。



### 1時間減は派遣社員就業規則違反だ

組合) 次に進めさせてもらう。先に会社側は、関係法令を踏まえているとしたが今回の勤務時間短縮は、貴社の「派遣労働者就業規則」で定めた週37時間30分、1日7時間30分に違反しているのではないかと。

会社) 労基法では、週40時間を超えてはならないとあり、会社として1日7時間30分以下なら良いとするものである。

組合) 何を言っているのですか。会社のこの就業規則では「7時間30分とする」と書いている。貴社がつくった就業規則だ。労働者との契約は



就業規則で決まる。貴方達は就業規則に違反している。就業規則の労働時間は会社として絶対に守らなければならない事だ。勝手に就業規則を変えてもならないし、本人の合意があっても違反となる。他の7名の派遣労働者に対しても同様だ。会社の解釈は成り立たない。法律で決まっている。何なら労働基準監督署に問い合わせてみなさい。

会社) 一応持ち返って返答する。会社として早急に回答する。

組合) 今、経営情勢が悪化し多くの企業で真っ先に非正規労働者の首切りが行なわれている。この厳しい雇用情勢を踏まえ、厚生労働省が派遣労働者の雇用安定を図ること、直接雇用を推奨するよう各都道府県の労働局長へ通達を出している。NTTグループ会社の一員としてどう考えているのか。

会社) NTTは一企業であり、どう考えるかと言われても困る。

組合) こういう制度がつくられた事が大変な問題である。更にNTT総体として“もっぱら派遣”臭いと思っている。ホームテクノ関西として派遣社員の社員化をどう考えているのか。それに向けどのような努力をしようと考えているのか。

会社) . . . . .

組合) 労働局の通達を見ているのか。労働局より、各企業に対し直接雇用を図るよう通達が出されている。岡山さんのように、一月手取り約15万円の生活から3万円近く減らされて、結婚も

できないような生活をしなければならない。こんな派遣労働者に対しNTTがそれを促進している。この状態は問題であると考える。

会社) 一応持ち帰らせてもらう。

## 生活がかかっています

岡山 健一

私にとって働くことは生活の維持のみならず、生きがいでもあります。今の仕事に対してもスキルアップを目指し努力もしています。それを納得できる合理的な理由もなく、ただ、派遣先との話し合いで決まった勤務時間短縮（賃金の減額）を通達だけで納得してくださいと言われても困ります。生活がかかっており、一方的に不利益となる要求を呑むことはできません。

また、就業規則に基づいて労働条件を管理する立場である派遣元が、自社で定めた就業規則（1週37時間30分とする）に反することをしています。本来ならば、法によって派遣労働者の待遇の向上に努力することが求められているはずですが。

クライアント（ハイホン関西）の意見は絶対だとして、派遣先との交渉の義務はないとする言動は許すことができません。

団体交渉に説明員として出席し、会社の言い分に怒りを感じ、益々、闘っていく決意を深めることになりました。

自分を含めた派遣労働者にとっての今後のためにも頑張りたいと思います。

N関労 正式名称は「西日本NTT関連労働組合」といい、2002年、「NTT構造改革」に抗し、結成される。NTT西日本グループの職場で働くあらゆる雇用形態の労働者を対象にした、職域のユニオンである。

ラ・ルース スペイン語で「光り輝く」といった意味で、労働者の将来が光り輝く道であるよう闘い続けよう、と呼びかけています。